

野田市児童手当実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月18日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第221号

野田市児童手当実施要綱の一部を改正する告示

野田市児童手当実施要綱（平成24年野田市告示第127号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（法附則第2条第1項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第2条中「「省令」を「規則」に、「児童手当・特例給付父母指定者指定届受領証」を「児童手当父母指定者指定届受領証」に改める。

第3条第1項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当（特例給付）認定（請求却下）通知書」を「児童手当認定（請求却下）通知書」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当認定（請求却下）通知書（施設等受給資格者用）」を「児童手当認定（請求却下）通知書（施設等受給資格者用）」に改める。

第4条第1項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当（特例給付）額改定（請求却下）通知書」を「児童手当額改定（請求却下）通知書」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当額改定（請求却下）通知書（施設等受給者用）」を「児童手当額改定（請求却下）通知書（施設等受給者用）」に改める。

第5条第1項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当（特例給付）額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当額改定通知書（施設等受給者用）」を「児童手当額改定通知書（施設等受給者用）」に改め、同条第3項中「野田市児童手当（特例給付）額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に、「野田市児童手当額改定通知書（施設等受給者用）」を「児童手当額改定通知書（施設等受給者用）」に改める。

第6条第1項中「、省令」を「、規則」に、「省令第4条第3項」を「同条第3項」に改め、「、引き続き児童手当を支給すべきものと認めるときは、野田市児童手当（特例給付）支給継続通知書により」を削り、「野田市児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、

同条第2項中「省令」を「規則」に改め、「、引き続き児童手当を支給すべきものと認めるときは、野田市児童手当支給継続通知書（施設等受給者用）により」を削り、「野田市児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」に改める。

第7条第1項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」に改め、同条第3項中「附記」を「付記」に、「野田市児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に、「野田市児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」に改める。

第8条第1項中「省令」を「規則」に、「野田市未支払児童手当（特例給付）支給決定（請求却下）通知書」を「未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書」に改め、同条第2項中「省令」を「規則」に、「野田市未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書（施設等受給者用）」を「未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書（施設等受給者用）」に改める。

第9条第1項及び第2項中「省令」を「規則」に改め、同条第3項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改め、同条第4項中「野田市児童手当（特例給付）寄附変更（撤回）申出書」を「児童手当寄附変更（撤回）申出書」に改める。

第10条第1項及び第2項中「省令」を「規則」に改め、同条第3項中「野田市児童手当（特例給付）学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に改め、同条第4項中「省令」を「規則」に、「野田市児童手当（特例給付）からの学校給食費等徴収（支払）変更（撤回）申出書」を「児童手当からの学校給食費等徴収（支払）変更（撤回）申出書」に改める。

第11条第2項中「野田市児童手当（特例給付）保育料の特別徴収に係る通知書」を「児童手当保育料の特別徴収に係る通知書」に改める。

第13条を次のように改める。

(支払)

第13条 児童手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、児童手当支払通知書又は児童手当支払通知書（施設等受給者用）により受給者に通知するものとする。

第14条中「野田市児童手当（特例給付）支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に、「野田市児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の野田市児童手当実施要綱の規定は、令和6年10月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年9月以前の月分の児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給については、なお従前の例による。